

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略） <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略）</p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 甲は、 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第1に掲げる契約（以下「対象契約」という。）について、締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について、甲の受ける損失をこの特約書の各条項及び貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）の定めるところに従って補する責めに任ずる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 甲は、<u>平成</u> 年 月 日から<u>平成</u> 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第1に掲げる契約（以下「対象契約」という。）について、締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について、甲の受ける損失をこの特約書の各条項及び貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）の定めるところに従って補する責めに任ずる。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>第2条～第16条 （略）</p>	<p>第2条～第16条 （略）</p>	
<p>（特約書の終了）</p> <p>第17条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 特約期間の満了その他の事由により本特約書が終了した場合であっても、第1条第1項に規定する特約期間中に締結された対象契約につい</u></p>	<p>（特約書の終了）</p> <p>第17条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。</p> <p>2 （略）</p>	

新	旧	備考
<p><u>ては、第6条第1項及び第2項を除き、本特約書の定めに従うものとする。</u></p>		
<p>第18条～第20条（略）</p>	<p>第18条～第20条（略）</p>	
<p><u>(特約書の解除)</u> 第21条 <u>第12条第1項及び第19条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、日本貿易保険は将来に向かってこの特約書を解除することができる。</u> <u>一 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由による約款第3条第2号又は第4号の損失に係る甲の保険金請求が一の特約期間中において複数の相手方について行われ、かつ支払保険金の総額が多額にわたり、貿易一般保険包括保険（企業総合）の事業運営の安定性と保険契約者の公平性を損なうおそれがあると日本貿易保険が認めたとき</u> <u>二 日本貿易保険の甲に対する信頼を損ない、本特約書の存続を困難とする重大な事由が生じたときと日本貿易保険が認めたとき</u></p>		
<p><u>(手続事項)</u> 第22条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 甲 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p><u>(手続事項)</u> 第21条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 平成 年 月 日 甲 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>	

新	旧	備考
<p>附帯別表第1～附帯別表第1の2（略）</p>	<p>附帯別表第1～附帯別表第1の2（略）</p>	
<p>附帯別表第1の3</p> <p>一の契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</p> <p>一 一の契約の相手方（契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が第3条第4項各号のいずれかに該当する一の契約</p> <p>二～三（略）</p>	<p>附帯別表第1の3</p> <p>一の契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</p> <p>一 一の契約の相手方（契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が第3条第4項各号のいずれかに該当する一の契約。</p> <p>二～三（略）</p>	
<p>附帯別表第2～附帯別表第4（略）</p>	<p>附帯別表第2～附帯別表第4（略）</p>	